行田市立泉小学校いじめ防止等のための基本方針

令和７年４月

泉小学校では、児童が安心して明るく楽しい学校生活を送れるように、「いじめは絶対に許さない」「児童一人一人を全力で守る」という決意のもと、いじめの撲滅に徹底して取り組みます。

1　いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

また、学級担任をはじめ、教職員一人一人がいじめ防止等のための基本的な方針を熟知するとともに、校内研修を通して、指導力の向上と方策の評価・見直しを定期的に行い、児童が明るく健やかに生活できる環境づくりを推進する。

2　いじめ防止等のための対策の基本となる事項

（１）基本施策

①学校におけるいじめの防止

ア　いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

６月・１１月を強化月間とする。

○笑顔の運動＜いい顔＞

いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための児童会活動を推進する。

○ありがとう運動＜いい声＞

人や自然との関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高める。

○道徳の日＜いい心＞

自己肯定感の向上や他人を認める活動して、毎学期キラキラカードを行い全校で共有することで豊かな心の育成に努める。

（心のノート　彩の国の道徳　道徳教育指導資料集「学級づくりの羅針盤」～いま、道徳が「いじめ問題」にできること～ 等）

イ　児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

○一人一人が活躍できる学習活動

健康な心や体つくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものであるという立場に立ち教育活動を推進する。

・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫
・異学年交流の充実
・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
・ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点を積極的に加味

○安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

○人とつながる喜びを味わう体験活動

友だちとわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

ウ　インターネットを通じて行われるいじめへの対応を推進する。

○ネットモラルの啓発

児童及び保護者が、発信された情報の拡散性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように啓発活動を行う。

（ 行田版ケイタイ・スマホ家庭の約束等）

②いじめの早期発見のための措置

ア　いじめ防止等のための対策に従事する教職員の資質向上

○いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する資質の向上に努める。

（彩の国生徒指導ハンドブック「New I's」の活用）

イ　いじめの調査等

○学校生活に関するアンケートを毎月行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりをめざす。

○学級集団アセスメント（hyper-QU）を４・５・６年に実施し、よりよい学校生活と友達づくりのためのアドバイスを行う。

ウ　いじめ相談体制

〇児童及び保護者がいじめに係る相談ができるように、教育相談日を設ける。

（ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用）

③家庭・地域・関係団体等との連携

ア　保護者のいじめ早期発見・対応を支援する。

〇保護者のいじめに対する意識、理解を深め、家庭におけるいじめを発見する力と対応する能力を高めるため、保護者向けの啓発資料を配付する。

〇スクールソーシャルワーカーと連携を図り、いじめの背景にある家庭環境等の問題について福祉的支援の技術を基礎に、問題解決に向けた支援を行う。

イ　関係団体等とのこれまでの連携を更に推進する。

〇地域の懇談会や太井地区青少年育成会議等で、地域活動の中でいじめの兆候を発見した場合に、学校に速やかに連絡するなどの情報提供が行われるように依頼する。

（２）いじめ防止等に関する措置

①いじめ防止等の対策のための組織（別紙１）

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導委員会」を設置する。

＜構成員 ＞

管理職　　教務主任　　生徒指導主任　　学年主任　　教育心理相談主任

養護教諭　　特別支援教育コーディネーター　　当該学級担任

＜活動＞

いじめの早期発見に関すること

いじめ防止に関すること

いじめ事案に対する対応に関すること

いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめ問題に関する児童の理解を深めること

＜開催＞

月１回を定例会とし、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換及び共通行動について、話し合った後に開催する。いじめ事案発生時は、緊急開催とする。

②いじめに対する措置

〇いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。

〇いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その発生を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるきは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置をとる。

○いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

3　重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

（１）重大事態が発生した旨を、行田市教育委員会に速やかに報告する。

（２）行田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

（３）上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

（４）上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4　学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、年間の取組をＰＤＣＡサイクルにより検証し基本方針の見直しでがきるように、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

（１）いじめの早期発見に係る取組に関すること

（２）いじめの再発を防止するための取組に関すること